

【資料編】

**I 県立特別支援学校における
医療的ケア実施に係る関係要綱等**

青森県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の健康の維持・増進及び安全な学習環境を整備し、児童生徒等の教育の充実を図るため、県立特別支援学校において実施する医療的ケアについて、必要な事項を定めるものとする。

(医療的ケアの実施校)

第2条 医療的ケアの実施校（以下「実施校」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第26条の2第1項第4号に規定する書類を県教育委員会に提出した学校とする。

(医療的ケアの実施者)

第3条 医療的ケアの実施者は、看護師及び准看護師の資格を有する者（以下「看護師等」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第20条の規定により登録特定行為事業者として登録された学校における医療的ケアの実施者は、看護師等及び認定特定行為業務従事者（法附則第3条に定める者をいう。）である教職員（以下「認定教職員」という。）とする。

(医療的ケアの内容)

第4条 医療的ケアの内容は、別表に掲げる医行為のうち、主治医が、看護師等及び認定教職員が実施することについて支障がないと認め、かつ、実施校の校長（以下「校長」という。）が決定した医行為とする。

- 2 認定教職員が実施する医行為は、始業から終業までの教育課程内における実施を基本とし、校外学習等学校外においては、看護師等の対応を原則とする。
- 3 スクールバスの送迎においては、医療的ケアを実施しない。

(医療的ケアの対象者)

第5条 医療的ケアの対象者は、保護者から書面による申請があった児童生徒等のうち、主治医の意見を踏まえ、校長が実施可能と決定した者（以下「対象者」という。）とする。

(医療的ケアの実施手続き)

第6条 医療的ケアの実施を希望する児童生徒等の保護者は、主治医の意見を添えて書面で校長に申請するものとする。

- 2 医療的ケアの実施手続きについて必要な事項は、別に定める。

(主治医等の指示)

第7条 校長は、対象者について、主治医又は主治医の了承の下に指導を行う医師（以下「指導医」という。）から書面による指示を受けるものとする。

- 2 指導医は、県教育委員会が必要に応じて委嘱するものとする。
- 3 主治医及び指導医（以下「主治医等」という。）等の指示等に係る諸費用は、

対象者の保護者が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第8条 校長は、医療的ケアの実施における医療安全を確保するため、医療機関、保健所、消防署等地域の関係機関との連絡支援体制の整備を図るものとする。

(研修)

第9条 県教育委員会は、法附則第17条の規定により登録研修機関として、基本研修及び実地研修を行うものとする。

2 校長は、前項に規定する研修のほか、必要な研修を行うものとする。

3 第1項に規定する研修の実施について必要な事項は、別に定める。

(報告)

第10条 校長は、当該年度の実施体制及び実施状況について、県教育委員会に報告するものとする。

2 校長は、当該年度の実施状況について、主治医等に報告するものとする。

(医療的ケア運営協議会)

第11条 県教育委員会は、県全体の総括的な管理体制を構築するため、医師及び看護師などの医療関係者、学識経験者、関係行政機関、実施校及び保護者により構成する医療的ケア運営協議会を設置するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校における医療的ケアについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

別表（第4条関係）

看護師等が行う内容	認定教職員が行う内容
<p>1 以下の医行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 口腔内の喀痰吸引 二 鼻腔内の喀痰吸引 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引 四 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 五 経鼻経管栄養 <p>2 前項の医行為のほか主治医の指示による医行為。</p>	<p>1 以下の医行為。ただし、一及び二については、咽頭の手前までを限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 口腔内の喀痰吸引 二 鼻腔内の喀痰吸引 三 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 四 経鼻経管栄養

青森県立特別支援学校における医療的ケア実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、県立特別支援学校における医療的ケアの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(申請等)

第2条 実施要綱第6条第1項に規定する医療的ケアの実施を希望する児童生徒等の保護者の申請は、医療的ケア実施申請書（第1号様式）に基づき、主治医の医療的ケア実施に関する意見書（第2号様式）を添付の上行うものとする。

2 医療的ケアの実施校の校長（以下「校長」という。）は、前項の申請について、第6条に規定する校内委員会における協議を踏まえ、医療的ケアの実施に関し、実施が可能であるか又は実施を保留するかについて決定するものとする。

3 校長は、前項の規定に基づき、医療的ケアの実施が可能であると決定した児童生徒等（以下「対象者」という。）の保護者に対し、医療的ケア実施決定通知書（第3号様式）により医療的ケア実施の決定を通知するとともに、医療的ケアの実施を保留すると決定した児童生徒等の保護者に対し、医療的ケア実施保留通知書（第4号様式）により医療的ケア実施の保留を通知するものとする。

4 校長は、第2項の規定に基づく医療的ケアの実施の決定について、主治医又は主治医の了承の下に指導を行う医師（以下「指導医」という。）に、医療的ケア実施通知書（第5号様式）により通知するとともに、医療的ケア実施指示書（第6号様式）により必要な指示を受けるものとする。

5 校長は、第3項の規定に基づく医療的ケア実施決定通知書による医療的ケアの実施について、医療的ケア実施同意書（第7号様式）により、対象者の保護者から同意を得なければならない。

6 校長は、医療的ケアの実施について、対象者ごとに実施記録を作成し、かつ、適切に管理するとともに、主治医又は指導医（以下「主治医等」という。）に医療的ケア実施報告書（第8号様式）により報告するものとする。

(実施要項の作成)

第3条 校長は、次の各号に掲げる事項を定めた実施要項を作成しなければならない。

- 一 対象者
- 二 実施する内容、範囲、場所等
- 三 実施する者
- 四 実施手続き
- 五 校内委員会
- 六 安全確保及び衛生管理
- 七 保護者との連携
- 八 関係文書の管理、保管
- 九 関係機関との連携
- 十 その他必要な事項

(個別マニュアルの作成)

第4条 校長は、対象者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した個別マニュアルを作成しなければならない。

- 一 対象者の学部、学年、氏名
- 二 実施する内容及び範囲、実施する場所並びに実施する者
- 三 主治医等の氏名、連絡先
- 四 個別マニュアルの作成年月日、看護師等及び認定教職員（実施要綱第3条に定める教職員をいう。以下同じ。）による確認年月日、記載事項の変更年月日
- 五 医療的ケアの実施に必要な物品
- 六 実施手順（喀痰吸引についてはチューブの規格・吸引圧・挿入長、経管栄養については栄養剤・温度・滴下速度を明記すること。）
- 七 実施上の留意事項
- 八 緊急時の対応
- 九 その他必要な事項

(実施計画等の作成)

第5条 校長は、対象者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した実施計画及び主治医等による指導助言の記録を含む実施記録を作成しなければならない。

- 一 対象者の学部、学年、氏名
- 二 実施する内容及び範囲、実施する場所並びに実施する者
- 三 主治医等の氏名、連絡先
- 四 実施計画等の作成年月日、記録の記載年月日、記載事項の変更年月日
- 五 月等別の実施計画
- 六 月等別の実施記録
- 七 主治医等の指導助言等
- 八 保護者からの連絡事項等
- 九 実施上の問題点及び改善策
- 十 その他必要な事項

(校内委員会)

第6条 校長は、医療的ケアの実施に関し、教育的・医療的管理体制の維持・向上を図るため、校内委員会を設置しなければならない。

- 2 校内委員会は、校長、教頭、養護教諭、認定教職員（認定予定の者を含む。）、看護師等、学校医、主治医等及び校長が必要と認める者をもって構成するものとする。
- 3 校内委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。
 - 一 対象者や実施する医療的ケアの内容の決定に関すること。
 - 二 実施計画及び実施記録の確認に関すること。
 - 三 認定教職員の研修に関すること。
 - 四 緊急時の対応に関すること。
 - 五 衛生管理に関すること。
 - 六 備品管理に関すること。
 - 七 地域の関係機関との連絡体制に関すること。
 - 八 保護者との連携に関すること。
 - 九 その他校長が必要と認める事項に関すること。

(看護師等の役割)

第7条 実施校に配置された看護師等は、校内の衛生管理及び認定教職員の手技等に関する指導助言を行うものとする。

(保護者との連携)

第8条 校長は、対象者の保護者から、対象者の病状について事前に説明を受けるものとする。

- 2 校長は、対象者の保護者に対し、医療的ケアの趣旨及び実施体制について事前に説明し、十分理解を得なければならない。
- 3 校長は、対象者の健康状態等について、連絡帳等により保護者との間で連絡を取り合うなど連携を図るものとする。

(緊急時の対応)

第9条 校長は、次の各号に掲げる事項を記載した緊急時の対応マニュアルを作成しなければならない。

- 一 連携する医療機関への連絡方法等
 - 二 緊急事態発生後の情報伝達方法等
 - 三 緊急時のための備品等の配置場所及び管理方法
 - 四 その他必要な事項
- 2 校長は、前項に規定する緊急時の対応マニュアルの内容について、関係教職員全員に配布の上、内容を把握させるものとする。

(報告)

第10条 実施要綱10条第1項に規定する当該年度の実施体制及び実施状況の県教育委員会への報告は、翌年度の4月末日までに行うものとする。

- 2 実施要綱10条第2項に規定する当該年度の主治医等への報告は、当該年度の年度末までに、医療的ケア実施報告書（第8号様式）により行うものとする。

(文書の管理)

第11条 校長は、対象者に関する文書について、医療的ケアが終了した年度の翌年度から5年間、適切に管理、保管するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、県立特別支援学校における医療的ケアについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

青森県立 学校長 殿

(保護者氏名) ㊟

医療的ケア実施申請書

青森県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱第6条第1項の規定に基づき、医療的ケアの実施について、主治医の意見書を添えて下記のとおり申請します。

また、担当教職員による医療的ケア実地研修の実施に協力します。

記

1 児童生徒

学部 学年 氏名

2 依頼する医療的ケア

3 主治医

(1) 主治医氏名

(2) 医療機関名（住所、電話番号を含む。）、診療科名

注 提出する者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

医療的ケア実施に関する意見書

1 児童生徒

青森県立 _____ 学校 _____ 学部 _____ 学年 _____ 氏名 _____

2 学校で実施できる医療的ケアの内容及び範囲

(1) 喀痰吸引

(2) 経管栄養

(3) 上記以外のもの

(4) 上記行為の留意事項

3 所見

以下の指導医による指導を了承します。（*必要な場合のみ記入。）

医師名

医療機関名

年 月 日

主治医 _____ ⑩

（保護者氏名） 殿

青森県立

学校

校長



医療的ケア実施決定通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケア実施申請書について検討した結果、
下記のとおり医療的ケアの実施を決定したので通知します。

記

1 児童生徒

学 部 学 年 氏 名

2 内容及び範囲

(1) 喀痰吸引

(2) 経管栄養

(3) 上記以外のもの

3 実施者（看護師及び准看護師の資格を有する者には◎を付しています。）

(1) 喀痰吸引

(2) 経管栄養

(3) 上記以外のもの

4 実施する期間

年 月 日 から 年 月 日 までとする。

（ただし、 は除く。）

*学校での実施は「医療的ケア実施同意書」を学校長が受理した後とする。

文 書 番 号
年 月 日

（保護者氏名） 殿

青森県立
校長

学校



医療的ケア実施保留通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケア実施申請書について検討した結果、
下記のとおり医療的ケアの実施を保留することを決定したので通知します。

記

1 児童生徒

学部 学年 氏名

2 実施を保留した理由

（主治医又は指導医氏名） 殿

青森県立
校長

学校



医療的ケア実施通知書

本校在籍児童（生徒）に対する医療的ケアについて、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

つきましては、看護師等又は教職員に対する指示を別紙（第6号様式）によりいただきますようお願いいたします。

記

1 児童生徒

学部 学年 氏名

2 内容及び範囲

（1）喀痰吸引

（2）経管栄養

（3）上記以外のもの

3 実施者（看護師及び准看護師の資格を有する者には◎を付しています。）

（1）喀痰吸引

（2）経管栄養

（3）上記以外のもの

医療的ケア実施指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

事業者		事業者種別					
		事業者名称					
対象者	児童生徒氏名			生年月日	年 月 日 (歳)		
	住 所			電話 ()	-		
	要介護認定区分	要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)					
	障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	主たる疾患(障害)名						
実施行為種別		口腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 ・ 腸ろうによる経管栄養 ・ 経鼻経管栄養					
指示内容	具体的な提供内容						
	喀痰吸引（吸引圧、吸引時間、注意事項等を含む）						
	(教職員) ※範囲・挿入長も含む			(看護職員)			
	経管栄養（栄養剤の内容、投与時間、投与量、注意事項等を含む）						
	(教職員)			(看護職員)			
	その他留意事項(教職員)						
	その他留意事項(看護職員)						
	学校内及び学校外において留意すべき事項						
	実地研修の指導において看護師が留意すべき事項						
	(参考) 使用医療機器等	1.経鼻胃管	サイズ：_____Fr、種類：				
2.胃ろう・腸ろうカテーテル		種類：ボタン型・チューブ型、サイズ：_____Fr、_____cm					
3.吸引器							
4.人工呼吸器		機種：					
5.気管カニューレ		サイズ：外径_____mm、長さ_____mm					
6.その他							
緊急時の連絡先 不在時の対応法							

- ※1. 「事業者種別」欄には、介護保険法、障害者自立支援法等による事業の種別を記載すること。
 ※2. 「要介護認定区分」または「障害程度区分」欄、「実施行為種別」欄、「使用医療機器等」欄については、該当項目に○を付し、空欄に必要事項を記入すること。

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

機関名
住所
電話
(FAX)

医師氏名

㊞

(登録特定行為事業者の長) 殿

注 この様式は、平成26年3月5日付け保医発0305第3号で示された別紙様式34（介護職員等喀痰吸引等指示書）に基づいて作成している。用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県立 学校長 殿

(保護者氏名) ㊟

医療的ケア実施同意書

医療的ケア実施決定通知書（ 年 月 日付け 第 号）による医療的ケアの実施について、下記のとおり同意します。

なお、実施に当たっては、定期的に主治医又は指導医の診察、指導を受けるとともに、毎日の保護者の緊急連絡先及び児童生徒の健康状態を連絡帳等で学校にお知らせします。

記

1 児童生徒

学部 学年 氏名

2 期間

年 月 日 から 年 月 日 までとする。

(ただし、 は除く。)

3 内容及び範囲

(1) 喀痰吸引

(2) 経管栄養

(3) 上記以外のもの

4 その他連絡事項

注 提出する者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（主治医又は指導医氏名） 殿

青森県立
校長

学校



医療的ケア実施報告書

本校在籍児童（生徒）の医療的ケアについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 児童生徒

_____ 学部 学年 氏名 _____

2 内容及び範囲

(1) 喀痰吸引

(2) 経管栄養

(3) 上記以外のもの

3 実施者（看護師及び准看護師の資格を有する者には◎を付しています。）

(1) 喀痰吸引

(2) 経管栄養

(3) 上記以外のもの

4 実施の概要

*実施記録を添付すること。

青森県立特別支援学校における医療的ケア研修要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱第9条第3項の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第17条に規定する喀痰吸引等研修の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(研修の内容等)

第2条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号。以下「省令」という。）附則第13条に規定する第3号研修（以下「第3号研修」という。）である基本研修及び実地研修の内容、時間数等は、別表第一のとおりとする。

2 基本研修は、県教育庁学校教育課及び県総合学校教育センターが実施するものとする。

3 実地研修は、別表第二に掲げる医療的ケアの実施校（以下「実施校」という。）が実施するものとする。

(研修の受講者)

第3条 基本研修及び実地研修の受講者は、実施校において認定特定行為業務従事者（法附則10条に定める者をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする者とする。

2 実地研修の受講者は、基本研修を修了した者とする。

(講師)

第4条 基本研修及び実地研修の講師は、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者（以下「医師等」という。）とする。

(修得状況の確認等)

第5条 基本研修の講義内容の修得程度の確認は、筆記試験によって行うものとし、基本研修の演習の修得程度の確認は、講師が認定するものとする。

2 実地研修の修得程度の確認は、医師等が認定するものとする。

3 前二項に関する実施方法等については、別に定めるものとする。

(修了)

第6条 県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、基本研修を修了した者について、当該修了した者の所属校の校長に通知するものとする。

2 実地研修の実施校の校長は、実地研修を修了した者について、教育長へ報告するものとする。

3 県教育委員会は、基本研修及び実地研修を修了した者について、省令附則第13条第3号の規定に基づき、第3号研修の修了を証明するものとする。

(養成等)

第7条 認定特定行為業務従事者の認定を受けた者は、他の特定行為（省令第1条に定める行為をいう。以下同じ。）を行う場合又は他の児童生徒等を担当する場合は、実施校において、その都度、実地研修を行うものとする。

2 校長は、認定特定行為業務事業者の認定を受けた者が、一定期間特定行為を行わず、再度特定行為を行うこととなった場合は、必要に応じて実技指導等の実践的な研修を行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、県立特別支援学校における医療的ケアの研修について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月17日から施行する。

別表第一（第2条関係）

一 基本研修

内容（科目）	講師	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	医師等	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	医師等	6
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	医師等	
喀痰吸引等に関する演習	医師等	1
合計		9

二 実地研修

内容（特定行為）	実施回数
口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施する。
鼻腔内の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

別表第二（第2条関係）

県立青森第一養護学校	県立青森第一高等養護学校	県立弘前第二養護学校
県立八戸第一養護学校	県立浪岡養護学校	県立七戸養護学校
県立むつ養護学校	県立弘前聾学校	県立八戸聾学校
県立青森若葉養護学校		

医療的ケア実施のための申請に係る書類等の手続き Q&A

(登録特定行為事業者の登録)

Q1 学校で新たに医療的ケアを実施することになったが、手続きはどうしたらよいか。

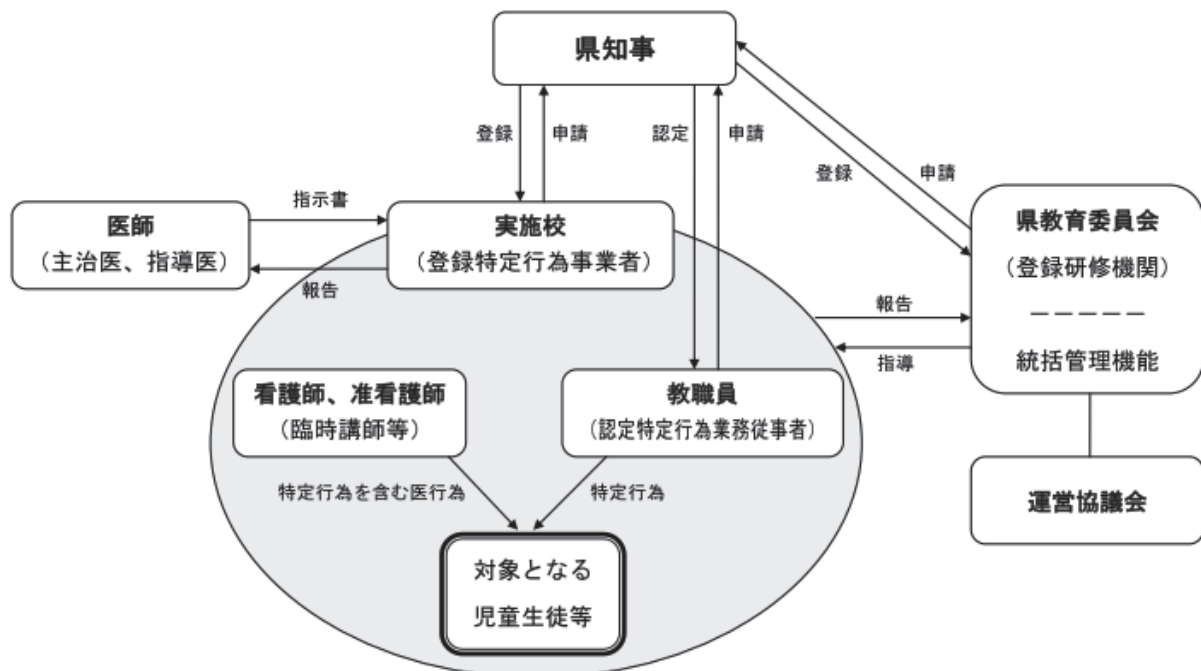
A1 学校は「登録特定行為事業者」として県に登録する必要があります。

手続きは、以下のとおりです。

- (1) 県教育委員会に相談・報告をする。
- (2) 県に登録特定行為事業者の登録申請を行う。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに「変更登録届出書」(様式3-1)(様式3-2)を提出しなければならない。変更の主な理由は次のとおり。
 - ① 代表者(校長)が変わったとき(主に4月)
 - ② 学校の住所が変更になったとき
 - ③ 異動等により、認定教職員及び学校看護師が転勤等をしたとき(主に3月)
 - ④ 新しく認定教職員及び学校看護師が追加となったとき
 - ⑤ 学校が登録している医療的ケアの内容に変更があったとき

上記①と③の提出時期はほぼ同時期であるため、まとめて届け出ることが可能です。

(参考) 県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の概要



医療的ケアを実施する県立特別支援学校は「登録特定行為事業者」として、教職

員は「認定特定行為業務従事者」として、県教育委員会は「登録研修機関」としてそれぞれ県に登録しています。

このほか、県立特別支援学校における医療的ケアの適切な実施体制及び実施上の諸問題を検討するために「医療的ケア運営協議会」を設置しており、県全体の総合的な管理体制を構築するために、委嘱した医療関係者や学識経験者等から助言を得ています。また、県教育委員会として、医療的ケア実施校の各校に医療的ケア指導医を委嘱しており、校内での体制整備等について助言を得ています。

(登録特定行為従事者の登録)

Q2 学校において、学校看護師が医療的ケアを実施する場合に、必要な手続きはあるか。

A2 学校は、「介護福祉士・認定特定行為従事者名簿」を作成し、看護師免許証等の写しと一緒に県教育委員会に提出する必要があります。なお、教職員のように、基本研修や実地研修を受けたり、認定証交付申請を行ったりする必要はありません。

Q3 学校において、教職員が医療的ケアを実施する場合に、必要な手続きはあるか。

A3 教職員は「認定特定行為業務従事者」として県に登録する必要があります。

手続きは以下のとおりです。

- (1) 医療的ケア基本研修を受講する。(演習や筆記試験の合格が必要)
- (2) 各校において、対象児童等に対する実地研修を行う。その際、講師となる学校看護師は、講師登録を事前に済ませておく必要がある。
- (3) 実地研修を修了後、県教育委員会に基本研修修了証の交付申請を行う。
- (4) 基本研修修了証の交付後、県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請(様式1-2)を行う。
- (5) 学校は、県に登録をする。
- (6) 学校の変更届の承認を受けた後、対象児童等へ医療的ケアを実施する。

(登録関係様式及び添付書類等)

Q4 喀痰吸引等の登録に関する様式及び添付書類等の詳細は、どこを見ればよいか。

A4 青森県HP「青森県喀痰吸引等関係登録について」で検索をすると、詳細を知ることができます。

